

【公布された条例等のあらまし】

住民基本台帳法施行細則の一部を改正する規則（規則第三号）

一 本人確認情報を利用することができる事務を定めることとした。

二 知事以外の執行機関に本人確認情報を提供する事務を定めることとした。

三 この規則は、平成二十九年五月三十日から施行することとした。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行細則の一部を改正する規則（規則第四号）

一 個人番号を利用することができる事務を定めることとした。

二 特定個人情報を利用することができる事務及び当該事務を処理するために利用する特定個人情報をも定めることとした。

三 この規則は、平成二十九年五月三十日から施行することとした。

徳島県の事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則（規則第五号）

一 徳島県の事務処理の特例に関する条例の一部改正に伴う所要の整理を行うこととした。

二 この規則は、平成二十九年四月一日から施行することとした。

徳島県公舎管理規則の一部を改正する規則（規則第六号）

一 公舎の貸付料を改めることとした。

二 その他所要の改正を行うこととした。

三 この規則は、平成二十九年四月一日から施行することとした。

特定非営利活動促進法施行細則の一部を改正する規則（規則第七号）

一 特定非営利活動促進法の一部改正に伴う所要の整理を行うこととした。

二 特定非営利活動促進法施行条例の一部改正に伴う所要の整理を行うこととした。

三 この規則は、平成二十九年四月一日から施行することとした。

徳島県控除対象特定非営利活動法人の指定の手續等に関する条例施行規則の一部を改正する規則（規則第八号）

一 徳島県控除対象特定非営利活動法人の指定の手續等に関する条例の一部改正に伴う所要の整備を行うこととした。

二 この規則は、平成二十九年四月一日から施行することとした。

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行細則の一部を改正する規則（規則第九号）

一 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部改正に伴う所要の整理を行うこととした。

二 この規則は、平成二十九年四月一日から施行することとした。

徳島県希少野生生物の保護及び継承に関する条例施行規則の一部を改正する規則（規則第十号）

一 ガス事業法の一部改正に伴う所要の整理を行うこととした。

二 この規則は、平成二十九年四月一日から施行することとした。

医療法施行細則の一部を改正する規則（規則第十一号）

一 医療法施行令及び医療法施行規則の一部改正に伴う所要の整備を行うこととした。

二 この規則は、平成二十九年四月二日から施行することとした。

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則（規則第十二号）

一 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行条例の一部改正に伴う所要の整理を行うこととした。

二 この規則は、平成二十九年四月一日から施行することとした。

徳島県介護福祉士等修学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則（規則第十三号）

一 児童福祉法の一部改正に伴う所要の整理を行うこととした。

二 介護福祉士等修学資金の返還の債務の免除に係る業務について所要の改正を行うこととした。

三 この規則は、公布の日から施行することとした。ただし、一については、平成二十九年四月一日から施行することとした。

徳島県ユニバーサルデザインによるまちづくりの推進に関する条例施行規則の一部を改正する規則（規則第十四号）

一 ガス事業法の一部改正に伴う所要の整理を行うこととした。

二 この規則は、平成二十九年四月一日から施行することとした。

徳島県林業改善資金貸付規則の一部を改正する規則（規則第十五号）

一 認定事業者が認定事業計画に従って木材生産流通改善施設を整備するのに必要な貸付金の償還期間及び据置期間を定めることとした。

二 この規則は、平成二十九年四月一日から施行することとした。

徳島県豊かな森林を守る条例施行規則の一部を改正する規則（規則第十六号）

一 分収林特別措置法の一部改正に伴う所要の整理を行うこととした。

二 この規則は、平成二十九年四月一日から施行することとした。

徳島県立農林水産総合技術支援センター管理規則の一部を改正する規則（規則第十七号）

一 施設又は機械器具の利用の許可の申請及び試験、分析又は成績書の再交付の依頼について所要の規定を設けることとした。

二 機械器具の利用に係る使用料並びに試験及び分析の依頼に係る手数料の額を改めることとした。

三 施設又は機械器具の利用に係る使用料及び試験、分析又は成績書の再交付の依頼に係る手数料の納付時期について定めることとした。

四 施設及び機械器具に係る利用許可申請書等の様式を定めることとした。

五 その他所要の整理を行うこととした。

六 この規則は、平成二十九年四月一日から施行することとした。

徳島県営住宅管理規則の一部を改正する規則（規則第十八号）

一 知事が行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に基づき特定個人情報提供を受けることができる場合における添付書類の省略について定めることとした。

二 この規則は、平成二十九年五月三十日から施行することとした。

徳島県治水及び利水等流域における水管理条例施行規則（規則第十九号）

- 一 流域水管理計画を定める流域を定めることとした。
 - 二 土地の形質を変更する行為であつて、当該行為をしようとする者が雨水貯留浸透施設等の設置等に努めるものとされる行為を定めることとした。
 - 三 河川等出水警戒区域における建築物の建築の認定に関し必要な事項を定めることとした。
 - 四 利水サポート団体の認定の申請に関し必要な事項を定めることとした。
 - 五 事前湧水行動計画の対象とするダムを定めることとした。
 - 六 その他所要の規定を設けることとした。
 - 七 この規則は、平成二十九年四月一日から施行することとした。
徳島県個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則（規則第二十号）
 - 一 徳島県個人情報保護条例の一部改正に伴う所要の整理を行うこととした。
 - 二 この規則は、平成二十九年五月三十日から施行することとした。
- 徳島県奨学金貸与条例施行規則の一部を改正する規則（規則第二十一号）
- 一 公立大学法人が設置する高等学校等に係る奨学金の額を定めることとした。
 - 二 この規則は、平成二十九年四月一日から施行することとした。